

# 第 29 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 10 月 27 日

士別市農業委員会

## 第 29 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 10 月 27 日 (金曜日)  
午後 1 時 30 分開会  
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- |       |         |                        |
|-------|---------|------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について  |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について     |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について        |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画の決定について       |

---

### 出席委員 (23 名)

- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1 番  | 上野浩二君  | 2 番  | 湯浅悦子君  |
| 3 番  | 山下篤君   | 4 番  | 松井薫君   |
| 7 番  | 森野良次君  | 8 番  | 鈴木淳一君  |
| 9 番  | 寺崎徳仁君  | 11 番 | 工藤修一君  |
| 12 番 | 岡崎京子君  | 14 番 | 柳眞由美君  |
| 15 番 | 梅津宣保君  | 16 番 | 遠藤英俊君  |
| 17 番 | 沼舘初男君  | 18 番 | 鈴木茂樹君  |
| 19 番 | 佐久間弘美君 | 20 番 | 渡辺亨君   |
| 21 番 | 村上幸博君  | 22 番 | 栗本勝君   |
| 23 番 | 中山義隆君  | 24 番 | 鈴木庄一郎君 |
| 25 番 | 小野寺悦子君 | 26 番 | 木下一彦君  |
| 27 番 | 保科隆志君  |      |        |

---

### 出席説明員 (4 名)

- |      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君  |
| 主査   | 梶山賢一君 |
| 主査   | 小林泉君  |
| 主事   | 佐々木濤君 |
-

#### 4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

##### ●議長（保科隆志君）

第29回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は23名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、3番 山下篤委員、4番 松井薫委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

##### ○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「古川委員」「中澤委員」「新田委員」「本間委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

##### ●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

##### ○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外13件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

##### ●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

##### ●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

---

##### ●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

##### ○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●の再認定、6件の変更認定がありました。

なお、累計は、先月比増減無しで418件となっております。以上で、報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町31線東、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積591㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、令和4年2月に農地利用集積計画により農業用施設用地として利用権の設定が行われ、格納庫が建設された土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町39線東、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積690㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、農昭和50年頃より宅地として利用されている土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町31線東、地番、●●●●外6筆、地目、公簿、畑・牧場、現況、雑種地・宅地、面積52,659㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、昭和年月日不詳より雑種地利用、及び昭和39年・56年・58年・平成19年に酪農舎・車庫・倉庫を建設し、宅地として利用されている土地であります。

番号4番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町42線東、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積478㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和54年頃に住宅を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

なお、番号2番及び番号4番につきましては、本来、転用案件であります。士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

現地確認につきましては、番号1番と番号3番は9月27日に、番号2番は10月19日に、番号3番は10月17日に、いずれも各担当地区農業委員3名または4名により実施をしております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●、地目、畑、面積2,210㎡、契約の内容は贈与であり、譲り受けて経営規模の拡大を図るものであります。以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号1番について、松井委員の発言はご遠慮願います。

ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（小林 泉君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、多寄町35線西、地番●●●●、地目、田、転用面積1,319㎡、農家住宅1棟73.23㎡、ほか合わせまして、合計1,319㎡の計画となっております。

転用理由については、役員を務める法人の近くに住宅を建設したいが、法人及び実家周辺には適した宅地等がないため、やむを得ず本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は売買となっております。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外5筆、地目、田・畑、面積95,866㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(42線西・42・43・44線東)、地番、●●●●外72筆、地目、田・畑・用悪水路・農業用施設用地、面積459,591㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(43線東)、地番、●●●●外42筆、地目、田・畑・用悪水路・農業用施設用地、面積382,733㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(15・16・17線南)、地番、●●●●外51筆、地目、田・畑・用悪水路、面積330,950.67㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

以上、4件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第29回総会は、これをもちまして閉会いたします。

(午後2時00分 閉会)